

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	94	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人都市再生機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既成市街地の整備改善を図るための敷地の整備等</li> <li>・ 東日本大震災からの復興に係る事業の実施</li> <li>・ 都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等</li> <li>・ ニュータウン整備事業等の実施（経過業務）</li> </ul>						
沿革	昭30.7日本住宅公団 昭50.9宅地開発公団 → 昭56.10住宅・都市整備公団 → 平11.10都市基盤整備公団 昭37.7産炭地域振興事業団 → 昭47.10工業再配置・産炭地域振興公団 → 平16.7独立行政法人都市再生機構（注） ↓ 昭49.8地域振興整備公団 （注）地域振興整備公団の産業系部門を除く。						
中期目標期間	平成21年4月～平成26年3月（5年間）						
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数【官庁OB】（現役出向）（4/1時点）		13	13	13	13	[ 0 ]	( 6 )
常勤役員数		13	13	13	13		
非常勤役員数		0	0	0	0		
常勤職員数【官庁OB】（現役出向）（4/1時点）		3,932	3,847	3,556	3,381	[ 0 ]	( 31 )
うち間接部門		389	382	361	361		
うち事業部門		3,543	3,465	3,195	3,020		
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		0 ( 0 )	0 ( 0 )	17 ( 0 )	75 ( 0 )		
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		118.3 ( 112.4 )	119.7 ( 113.6 )	119.7 ( 112.6 )	- ( - )		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
国からの財政支出額の推移（百万円）	予算/決算	決算	決算	決算	当初予算		
一般会計（百万円）		37,332	33,523	34,180	37,672		
うち運営費交付金		-	-	-	-		
うち施設整備費補助金		-	-	-	-		
うち施設整備以外の補助金・交付金		37,332	33,523	34,180	37,672		
うち委託費		-	-	-	-		
うち出資金		-	-	-	-		
特別会計（特会名）（百万円）		4,694	1,466	1,653	1,133		
うち運営費交付金		-	-	-	-		
うち施設整備費補助金		-	-	-	-		
うち施設整備以外の補助金・交付金等		4,694	1,466	1,653	1,133		
うち委託費		-	-	-	-		
うち出資金		-	-	-	-		
計		42,027	34,989	35,833	38,805		
支出額の推移（百万円）		2,274,555	1,780,007	2,279,170	2,126,118		
収入額の推移（百万円）		2,259,505	1,798,600	2,326,421	2,126,085		
国の財政支出/収入額（％）		1.9	1.9	1.5	1.8		
財務データ（平成24年度、百万円）	資産合計	14,462,431	うち流動資産	1,544,258			
	負債合計	13,579,389	純資産合計	883,043	うち利益剰余金		-211,000

# 1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	94	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

## ○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額	
都市再生事業	<p>①事務事業の内容 政策目的に資する都市再生事業を実施することにより、大都市・地方都市を通じて、地方公共団体の行政機能の補完的役割を果たすとともに、民間事業者の新たな事業機会を創出し、民間事業者を都市再生に誘導するための条件整備を行い、都市再生の実現を図る。</p> <p>②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 ●「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定） ・都市再生機構が行う都市再生事業は、現在計画実行中のものを除き、防災性の向上や環境の改善、地方の都市再生など公の政策目的に資するものに限定する。 ・都市再生事業実施基準を平成19年度内に明確化。</p>	117,966	合計	228,487	株式会社URリノベーションセンター	1,287	
			国費	228,487	株式会社URサポーター	470	
			国庫補助金総額	9,756	株式会社URコムシステム	402	
			住宅防災事業費	5,577	日本総合住生活株式会社	326	
			都市再生・地域再生整備事業費	1,578	株式会社九州都市整備センター	156	
			都市公園防災事業費	2,600	株式会社新都市ライフ	137	
			都市開発資金貸付金	332	株式会社中部都市整備センター	85	
			自己収入	218,399	関西文化学術研究都市センター株式会社	6	
			借入金及び債券収入	32,400	新都市センター開発株式会社	5	
			業務収入	176,000	株式会社	5	
			受託収入	4,383	都研新都市株式会社	5	
			その他	5,617	財団法人住宅管理協会	613	
			注：支出額及び収入額には各法定勘定共通に係る実績額の各事業への配賦額を含む。			財団法人北九州市芸術文化振興財団	219
						財団法人東京都スポーツ文化事業団	177
						公益財団法人大阪府文化財センター	140
						財団法人運輸政策研究機構	14
						財団法人茨城住宅管理協会	9
						財団法人日本開発構想研究所	8
						一般財団法人日本不動産研究所	6
						社団法人雨水貯留浸透技術協会	5
						財団法人都市農地活用支援センター	5
						公益財団法人名古屋まちづくり公社	4
						社団法人電気設備学会	4
						一般財団法人計画計画研究所	3
						一般財団法人経済調査会	2
			社団法人横浜みなとみらい21	1			
			一般財団法人「神戸すまいまちづくり公社」	1			
			財団法人日本建築センター	1			
			財団法人高齢者住宅財団	1			
			一般財団法人民事法律協会	1			

事務・事業の構造等（平成25年度）  賃貸住宅事業	①事務事業の内容 UR賃貸住宅について、公的賃貸住宅として高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割への重点化を図るとともに、居住者の居住の安定を確保しつつ、ストックの再生・活用等を推進し、併せてストック量の適正化を図る。 また、UR賃貸住宅の再生・活用等の推進に当たっては、地域の福祉拠点の形成等の地域のまちづくりの課題に対応した整備を推進するとともに、居住者の安全・安心の確保や管理水準の維持・向上に取り組みながら、UR賃貸住宅として適切な維持管理に努める。  ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 ●「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号） 民間賃貸住宅市場において、世帯の属性に応じた適切な規模、構造等の賃貸住宅が十分に供給されていないこと、家賃の滞納や紛争発生への不安等から入居が制限される場合があることなどの現状を踏まえ、住宅確保要配慮者のために、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの整備を一層推進することとされた。  ●「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定） すべての賃貸住宅団地を対象に、居住者の居住の安定に配慮した上で、賃貸住宅の削減目標や団地ごとに建替え、リニューアル、規模縮小、売却等の方向性を明確にした再編計画を平成19年内に策定し、できる限り規模の適正化に努める。  ●「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」（平成19年12月UR策定計画） 同一需給圏等のエリアで、人口動向、需要動向等を勘案の上、立地条件、ストック量、ストック構成（住戸規模・築年数・家賃帯等）等を分析し、平成30年度までの再生・活用の方向性を検討した上で団地毎に「団地別整備方針」を策定し、当該整備方針に基づき団地を整備・管理する。  ●日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 「国民の『健康長寿』の延伸」を実現するための工程表においてUR賃貸住宅の活用を位置付け。	1,176,042	合計	1,123,168	日本総合住生活株式会社	116,624			
			国費	15,026	国庫補助金総額	15,026	株式会社URコムシステム	3,081	
				2,984	住宅対策諸費	2,984	株式会社TCS	1,259	
				12,042	住宅防災事業費	12,042	株式会社URサポート	1,039	
			自己収入	1,108,142	自己収入総額	1,108,142	株式会社URリビング	995	
				345,300	借入金及び債券収入	345,300	株式会社KNコーポレーション	675	
				759,626	業務収入	759,626	株式会社西日本住宅サービス	641	
				3,216	その他	3,216	株式会社新都市ライフ	182	
			注：支出額及び収入額には各法定勘定共通に係る実績額の各事業への配賦額を含む。					株式会社中部都市整備センター	139
							株式会社九州都市整備センター	136	
							関西文化学術研究都市センター株式会社	54	
							株式会社東京エスケ	52	
							新都市センター開発株式会社	49	
							株式会社関西都市居住サービス	35	
							株式会社横浜都市みらい	3	
							財団法人住宅管理協会	8,541	
							財団法人北海道住宅協会	173	
							一般財団法人日本不動産研究所	149	
							財団法人茨城住宅管理協会	148	
							財団法人東京都スポーツ文化事業団	133	
							財団法人鹿児島県住宅・福祉総合センター	78	
							財団法人高齢者住宅財団	70	
							社団法人宮崎県地建物取引業協会	24	
							一般財団法人神戸すまいまちづくり公社	21	
							社団法人電気設備学会	10	
				一般財団法人経済調査会	8				
				公益財団法人岡山県建設技術センター	8				
				社団法人都市住宅学会	7				
				一般財団法人ベターリビング	6				
				財団法人日本開発機構研究所	6				
				一般財団法人本願寺文化興隆財団	6				
				一般財団法人研究学園都市コミュニティ	6				
				財団法人住宅産業研修財団	6				
				財団法人大阪府タウン管理財団	5				
				一般財団法人建設物価調査会	4				
				財団法人国土技術研究センター	3				
				社団法人雨水貯留浸透技術協会	3				
				財団法人東京都環境公社	1				
				一般財団法人日本建設情報総合センター	1				
				財団法人建設業技術者センター	1				
				財団法人千葉県薬剤師会検査センター	1				
				財団法人つくば都市交通センター	1				
				一般財団法人民事法務協会	1				
				社団法人土壌環境センター	1				

ニュータウン整備事業	<p>①事務事業の内容 事業リスクの管理を徹底しながら、第二期中期目標期間中に工事を完了し、大街区で民間事業者へ供給するなど完成前の状況でも供給・処分を進め、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、第三期中期目標期間中の土地の供給・処分完了に向けた取組を一層推進することにより、業務完了の前倒しに努める。</p> <p>②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 ●「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定） 現在実施中の事業については、平成25年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。</p>	972.173	合計	952,279	株式会社URリンケージ	7,017
			国庫補助金総額	10,290	株式会社URサポート	1,882
特定公園施設事業	<p>①事務事業の内容 施設利用の促進や安全衛生管理の徹底を図りつつ、公園管理者との調整等により第三期中期目標期間中の業務完了に向けた取組を行い、業務完了の前倒しに努める。</p> <p>②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 ●「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定） 公園管理者との調整、施設譲渡等を行い、平成30年度までの業務完了に向けた取組を促進する。</p>	2,920	自己収入総額	941,989	株式会社URコムシステム	493
			自己収入	756,772	株式会社URサポート	2
東日本大震災からの復興に係る事業 追加時期： 平成23年12月14日	<p>①事務事業の内容 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、地方公共団体が単独で実施することが困難な場合において、東日本大震災復興特別区域法又は福島復興再生特別措置法等に基づき地方公共団体から委託される業務並びに地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を適切に実施。</p> <p>②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 ●「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年12月法律第122号） 地方公共団体から委託される復興整備事業の実施 ●「福島復興再生特別措置法」（平成24年3月法律第25号） 福島県の地方公共団体からの委託に基づく住宅及び宅地の供給 ●「経済財政運営及び改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定） 東日本大震災からの「復興の加速」が位置付けられ、引き続き機構を活用した復興の速やかな実現が求められている。</p>	10,070	自己収入	756,772	株式会社URサポート	2
			自己収入	177,255	株式会社URサポート	2

NO.	94	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

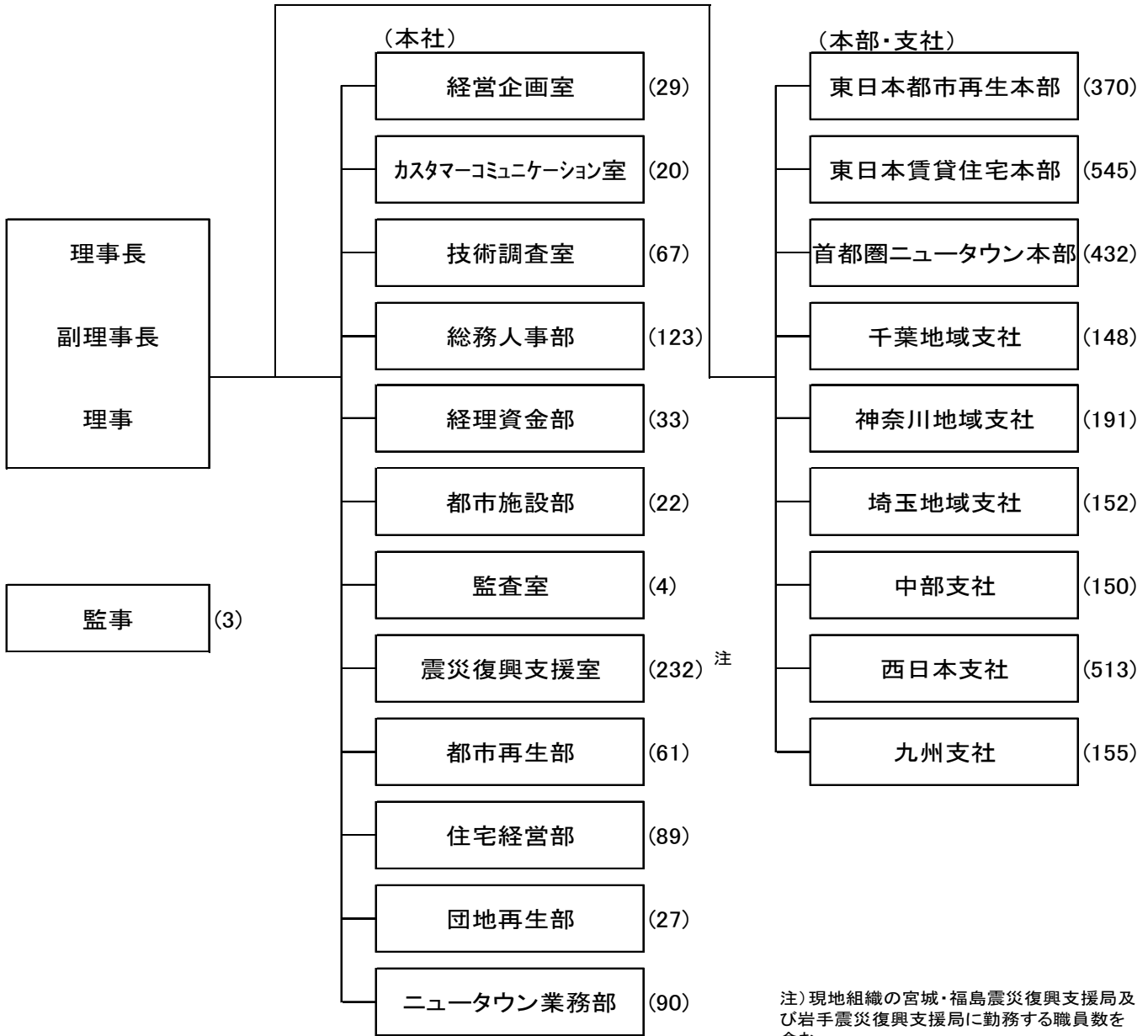
○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）  
 <平成24年度決算合計>

	合計		
		社会資本整備事業特別会計	東日本大震災復興特別会計
特別会計 法人合計（百万円）	1,653	1,223	430
都市再生事業	332	332	0
ニュータウン等整備事業	891	891	0
東日本大震災からの復興に係る事業	430	0	430

# 1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	94	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

○組織図及び職員数（平成25年4月1日現在） ※（）内の数字は常勤職員数と非常勤職員数の合計（人）



注) 現地組織の宮城・福島震災復興支援局及び岩手震災復興支援局に勤務する職員数を含む。

## ○所在地

本社	神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー
東日本都市再生本部	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー
東日本賃貸住宅本部	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー
首都圏ニュータウン本部	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー
千葉地域支社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟
神奈川地域支社	神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー
埼玉地域支社	埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー
中部支社	愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル
西日本支社	大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85
九州支社	福岡県福岡市中央区長浜2-2-4

No.	94	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

都市再生機構は公的な賃貸住宅の大量供給を目的とした日本住宅公団として創設され、ニュータウンの整備、市街地再開発事業、地方都市の活性化など、時代のニーズに合わせ、先導的な事業を展開してきた。一方で、社会情勢の変化に伴い、現在は引き続き公的な賃貸住宅の維持管理を進めるとともに、民間事業者や公共団体の支援・補完に重点を置いて事業を進めることが求められている。

現在は既存住宅ストックの適切な再生・活用を図ることで住宅セーフティネットの一翼を担い、子育て世代や高齢者世帯に配慮した住環境の整備、民間事業者や公共団体の支援・補完による調和のとれた都市再生の推進、復興事業の加速化や安心・安全なまちづくりの促進など、時代のニーズに則して民間事業者と行政の間を取り持ち、居住の安定化や都市機能の転換を図る中核的な組織として機能している。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

### 【メリット】

- ・企業会計規則に則った経営を行うことにより、財務諸表の公開等、透明性に優れた経営が可能となったこと。
- ・第三者組織である独立行政法人評価委員会による評価を受け、その結果を次年度に反映する仕組みが構築されたこと。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
国土交通省	1	公的賃貸住宅の管理等
国土交通省	52	国営公園等事業
国土交通省	55	河川改修事業
国土交通省	56	下水道事業
国土交通省	68	先導的都市環境形成促進事業
国土交通省	113	住宅市街地総合整備促進等事業
国土交通省	178	道路事業(補助等)
国土交通省	271	まちづくり関連事業
国土交通省	272	都市開発資金貸付事業
国土交通省	493	東日本大震災公的賃貸住宅等復旧・復興事業(東日本大震災関連)
財務省	17	財政投融资(財政融資資金)の運用に関する経理、財政投融资(産業投資)の運用に関する経理

No.	94	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
内部管理業務	宿舍借上、調達関連業務、監査業務 等	206百万円	大和リース(株)、(株)URコムシステム、新日本有限責任監査法人
庁舎管理業務	事務所賃貸借、間仕切工事、事務所清掃 等	1,865百万円	日本生命保険(相)、堤地所(株)、中央三井信託銀行(株)
システム関連業務	システム開発・保守管理業務 等	1,484百万円	(株)日立製作所、(株)URコムシステム、TIS(株)
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
建設工事	土木工事、保全建築工事、住宅等建築工事 等	103,978百万円	日本総合住生活(株)、(株)鴻池組、青木あすなろ建設(株)
建設コンサルタント等業務	土木設計業務、調査検討・計画策定等業務、建築設計業務 等	22,225百万円	(株)URリンクージ、(株)URサポート、日本設計・NTTファシリティーズ設計共同体
役務提供	募集・販売関連業務、賃貸住宅管理関連業務、エレベーター保守管理業務(賃貸住宅) 等	11,107百万円	日本総合住生活(株)、(株)URリンクージ、(株)日本経済広告社



No.	94	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【組織の見直し】</p> <p>○都市再生機構の政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態を検討し、3年後に結論を得ることとする。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>国土交通省においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年9月に設置した「都市再生・住宅セーフティネットのあり方に関する検討会」において検討を行った。その後、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）に基づき平成22年2月に設置した「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会」において検討を行い、同年10月に報告書を取りまとめ、今後の機構のあるべき姿について、完全民営化とする案（A案）、政府100%出資の特殊会社とする案（B案）、新しい公的法人（公的機関）とする案（C案）の3案のうち、いずれの案を採用するかは政治判断とされた。これに対し、馬淵国土交通大臣（当時）から定例会見において「まず新しいタイプの公的法人に移行し、業務運営の効率化を図りつつ、次のステップで特殊会社化するというのも考えられるのではないか。」との考えが示された。</p> <p>なお、本報告書に示された機構の改革を着実に推進するため、国土交通省は「独立行政法人都市再生機構の改革に係る工程表」（平成23年7月1日）を策定し、経営改革を進めてきたところ。</p>
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>○ 地方都市を含めた高齢化・人口減少社会への対応など本法人の役割の変化に伴い、持続可能なまちづくりを効率的かつ確に実施できるよう、業務の見直しと併せ、分割・再編し、スリム化することを検討する。</p> <p>○ 検討に当たっては、外部の有識者から成る検討の場を内閣府に設置し、住宅・都市再生両部門の連携が図られるようにすること、住宅・都市再生の事業による収益が本法人の有する多額の負債の返済に充てられる仕組みとすること等に留意しつつ、本年度中に方向性について結論を得る。さらに、賃貸住宅の居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ、国民負担が増加しないよう留意しつつ、会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得る。また、東日本大震災の復興事業の推進に留意しつつ検討を進める。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>「独立行政法人の制度及び見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づき内閣府が設置した「独立行政法人都市再生機構の在り方に関する調査会」が取りまとめた報告書（以下「調査会報告書」という。）に沿って所要の検討、制度改正を行う旨平成24年9月に行政改革実行本部（当時）において決定されたが、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において「独立行政法人の見直しについては、「独立行政法人の制度及び見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）はそれ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む」とされているところ。</p> <p>なお、調査会報告書において、機構の組織については「国民のニーズを踏まえつつ政策実施機能を発揮するための不断の運営見直しが必要な分野（運営改善分野）と、企業的な経営手法を活用した事業運営により収支改善が期待できる分野（企業経営分野）に分けて再編」とされ、具体的には機構が保有する賃貸住宅（以下「UR賃貸住宅」という。）のうち、高額家賃物件等については企業経営分野として資産・負債を分割し、特殊会社化する案が提示された。しかしながら、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特殊会社への資産移管に伴う資産の再評価</li> <li>② 特殊会社化した際の調達コストの上昇リスクへの対応など財投資金に代わる安定した資金確保の必要性</li> <li>③ 特殊会社から行政法人への収益移転についての法令等による制度のあり方</li> </ol> <p>など、その実現化については困難な課題が残っている。</p> <p>このため、機構の抱える多額の債務を削減しつつ、UR賃貸住宅が住宅セーフティネットとしての機能を持続的に発揮させるという政策の着実な遂行の観点からは、高額家賃物件からの収益も含めた賃貸住宅全体の収益力の維持・向上が不可欠であり、報告書案の実現は困難と考えられる。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	-
② 対応状況	-

No.	94	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

（個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。）

現下の都市・住宅政策の重要課題として、現政権下の閣議決定において「東日本大震災からの復興の加速」（「経済財政運営及び改革の基本方針」H25.6.14閣議決定）、「スマートウェルネス住宅・シティの実現」、「都市の国際競争力強化」や「コンパクトシティの実現」（「日本再興戦略」H25.6.14閣議決定）等が位置づけられており、都市再生機構はこれらの課題に対応するため、今後とも以下のような取組を着実に実施していくことが必要。

- ① 東日本大震災の復興支援のため、職員を派遣し被災市町村の技術的支援を行うとともに、市街地整備事業、住宅建設事業の実績・ノウハウを活かし、民間事業者の能力を活用し、工事のスピードアップを図るための契約方式（CM方式）を導入するなど、復興のスピードアップに寄与。
- ② 超少子高齢社会における住宅セーフティネットの担い手として、保有する賃貸住宅ストックを活用し、高齢者及び子育て世帯に対するサービスを提供し、多世代が交流し支えあうミクストコミュニティの実現や、団地とその周辺も含めた地域の福祉拠点化などの施策を推進。
- ③ 都市の国際競争力の強化や防災性の向上、地域活性化等のための基盤整備を進めるため、民間及び地方公共団体と連携し、都市再生事業を推進。

調査会報告書においては、繰越欠損金やニュータウンの損失を解消し、多額の債務を削減するため、高額賃貸物件等を分割し、特殊会社へ資産移管を行う案が提示されたが、同報告書にも示された課題については実現性に担保がないものが多い。

都市再生機構は、財政融資資金を活用した長期低利の資金調達、長期の償却期間、法人税非課税という経営モデルのメリットを活かして、機構設立以来、着実に利益を計上し、債務等を減らしてきているところであり、

- ・ 現行の独立行政法人の経営モデルのメリットの享受
- ・ 保有資産の最大限の活用と収益性の低い資産の処分
- ・ 企業的経営手法の導入による更なるコスト削減や経営効率化による収益力向上

により、組織全体で繰越欠損金の解消、資産・債務の圧縮を図ることが、現実的かつ確実な方法と史料される。

このため、組織内カンパニー制度の取組の推進により、賃貸住宅部門、都市再生部門、ニュータウン部門それぞれにおいて適切な財務運営とガバナンスを確保するとともに、都市再生機構が提供するサービスの質の向上とコスト削減・収益向上を図る観点から、関係法人の在り方を見直し、整理合理化を進める。

また、都市再生機構の政策実施機能を最大限向上させるため、民間事業者と地方公共団体と連携を図りながら、震災復興に迅速かつ機動的に対応できる現地支援体制を確保しつつ、賃貸住宅の団地別・エリア別経営管理、大都市・地方都市の各課題に対応した組織・人員体制の構築を図る。

なお、これまででも、時々の政策課題に照らし政策効果を最大化させる観点から、有識者委員会や独法評価委員会を活用しつつ、「改革工程表」（H23.7.1国土交通省）に基づき、各事業の必要性の検証や実施体制の効率化に取り組んできたところであるが、引き続き不断の見直しを行っていく考え。

No.	94	所管	国土交通省	法人名	都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—